

# 財団法人福岡県建設技術情報センター寄附行為

## 第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、財団法人福岡県建設技術情報センター（以下「センター」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 センターは、事務所を福岡県糟屋郡篠栗町大字田中 3 1 5 番地の 1 に置く。

(目 的)

第 3 条 このセンターは、建設技術に関する調査・研究、建設技術水準の向上、建設資材の品質の向上等に関する事業を行うとともに、福岡県建設技術情報センターの特性と機能を生かした事業を行い、もって後世に誇りうる質の高い社会資本の整備に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 建設技術に関する調査・研究事業
- (2) 建設事業従事者に対する研修事業
- (3) 建設技術の普及・啓発事業
- (4) 福岡県建設技術情報センターの管理運営に関すること
- (5) その他、前条の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 財産及び会計

(財産の構成)

第 5 条 センターの財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の種別)

第 6 条 センターの財産は、基本財産と運用財産の 2 種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産

(2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産

(3) 理事会において運用財産から基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

第 7 条 センターの財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

2 基本財産のうち現金は、郵便官署若しくは銀行等への定期預金、信託会社への信託、又は国債、公社債の購入等安全確実な方法で保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第 8 条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することはできない。ただし、センターの事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、福岡県知事（以下「知事」という。）の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(経費の支弁)

第 9 条 センターの経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第 10 条 センターの事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、理事長が作成し、毎会計年度開始前に、理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の議決を経て、知事に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第 11 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第12条 センターの事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経て、その会計年度終了後3か月以内に知事に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

(長期借入金)

第13条 センターが資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、知事の承認を得なければならない。

(義務の負担及び権利の放棄)

第14条 予算で定めるものを除き、センターが新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、知事の承認を得なければならない。

(会計年度)

第15条 センターの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### 第3章 役員

(種類及び定数)

第16条 センターに、次の役員を置く。

理事	11人以上13人以内
監事	2人

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長、1人を専務理事とする。

(選任等)

第17条 理事長及び監事は、知事が任命する。

2 副理事長、専務理事及び理事は、理事長が知事の認可を受けて任命する。

3 理事長、副理事長及び専務理事の任期は、理事の任期による。

4 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

5 理事のいずれか1名とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理

事総数の3分の1を超えてはならない。

- 6 監事は、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。
- 7 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。
- 8 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

#### (職 務)

第18条 理事長は、センターを代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、理事長及び副理事長に事故があるとき又は理事長及び副理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、理事会の議決に基づきセンターの業務を処理する。
- 5 理事は、理事会を構成し、この寄附行為に定めるところにより、センターの業務を議決し、執行する。
- 6 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 財産及び会計を監査すること
  - (2) 理事の業務執行状況を監査すること
  - (3) 財産、会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会又は知事に報告すること
  - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会の招集を請求し、若しくは招集すること

#### (任 期)

第19条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### (解 任)

第20条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会において、理事現在数の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、理事会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認め

られるとき

(報酬等)

第21条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員又は非常勤の監事は有給とすることができる。

2 役員には、費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

## 第4章 理事会

(構成)

第22条 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

第23条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、センターの業務に関する重要な事項を議決し、執行する。

(種類及び開催)

第24条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき

(2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(3) 第18条第5項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(招集)

第25条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第3項第2号及び第3号に該当する場合は、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第27条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 理事会の議事は、この寄附行為に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第29条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事の現在員数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名、押印をしなければならない。

## 第5章 運営委員会

(運営委員会)

第31条 センターに、センターの事業に関する事項の調査・研究のため、運営委員会を置くことができる。

2 運営委員会に関する必要な事項は、理事長が定める。

## 第6章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第32条 この寄附行為は、理事会において、理事現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第33条 センターは、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において、理事現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、知事の認可を得て、解散することができる。

(残余財産の処分)

第34条 センターが解散のときに有する残余財産は、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、知事の許可を得て帰属を決定する。

## 第7章 事務局

(設置等)

第35条 センターの事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が定める。

(備付け書類及び帳簿)

第36条 センターの事務所には、民法第51条に規定するもののほか、次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 理事、監事、運営委員及び職員の名簿及び履歴書
- (3) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 理事会の議事に関する書類
- (5) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (7) その他必要な帳簿及び書類

## 第8章 補 則

(委任)

第37条 この寄附行為に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、センターの設立許可があった日から施行する。
- 2 センターの設立当初の役員は、第17条第1項及び第3項並びに第4項の規定にかかわらず、設立者の定めるところとし、その任期は、第19条第1項の規程にかかわらず、平成9年3月31日までとする。
- 3 センターの設立初年度の事業計画及び予算は、第10条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 4 センターの設立初年度の長期借入金は、第13条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 5 センターの設立初年度の会計年度は、第15条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成8年3月31日までとする。

附 則

この寄附行為の変更は、平成7年11月9日から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、福岡県知事の認可のあった日から施行する。  
(平成10年6月30日認可)

附 則

この寄附行為の変更は、福岡県知事の認可のあった日から施行する。  
(平成13年5月2日認可)

附 則

- 1 この寄附行為の変更は、福岡県知事の認可のあった日から施行する。  
(平成18年3月30日認可)
- 2 この寄附行為の変更は、福岡県知事の認可のあった日から施行する。  
(平成21年3月31日認可)
- 3 この寄附行為の変更の際、現に理事及び監事である者の任期は、この寄附行為による改正後の寄附行為第17条第1項及び第2項の規定にかかわらず、任期満了の日までとする。